

# 新春TMB 資産家セミナー

～ 平成24年度税制改正どうなる？今後の日本の税制 ～

Total Management Brain

寒冷の頃、皆様ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。さて、12月9日に平成24年度税制改正大綱が発表されました。税制改正大綱と幅広い情報網を駆使し、いち早く皆様に情報をお届けし、将来の賢い対策を考える上でお役に立てるよう、新春セミナーを来る平成24年1月28日(土曜日)に下記の要領にて開催させていただきますので、万障お繰り合わせの上ご参加下さいませ。

日時：平成24年1月28日(土) 13:30～16:40

受付開始 13:00

参加費無料

場所：OMMビル 2階会議室 1・2・3号室

定員 130名

第1部 「平成24年度税制改正大綱を読み解く」

13:30～14:30(60分) ゲストスピーカー 税理士 今仲 清 先生

～弊社代表の坪多が税制改正博士の今仲税理士に鋭く切り込みます～

第2部 ディスカッショントーク

「どうなる？今後の税制！ どうする？これからの資産家！！」

14:40～16:40(120分) スピーカー 税理士 今仲 清 先生

弊社代表 坪多 晶子

## ～内容～

### 第1部

税制改正の徹底研究で著名な今仲先生に税制改正大綱を鋭く読み解いて頂きます。

住宅取得資金贈与非課税の3年延長  
特定居住用財産の買換え特例・上限1.5億円に  
居住用財産の譲渡損失の繰越控除の2年延長  
事業用資産の買換えを限定の上、延長  
国外財産調書制度の創設

上記の所得税、相続税、法人税等の税制改正案を坪多が鋭く切り込み今仲税理士の深い見識を引き出しますので、大いに期待してください。

### 第2部

今後の日本はどうなっていくのか？「社会保障と税の一体改革」の行方は？「社会保障・税共通番号制」は？また、所得税・相続税・法人税・消費税はどうなっていく？第2部も人気講師の二人がおもしろく、わかりやすいトークをします。これからどうしていったらいいのか？

きっと答えが見つかります。

消費税の引き上げ時期・引き上げ率

どうなる所得税？

給付付き税額控除のしくみ

社会保障・税共通番号制

相続税・贈与税改正はいつから実施か？

## ～講師紹介～



弊社代表  
税理士 坪多晶子

神戸商科大学卒業。90年坪多税理士事務所設立。NPO法人近畿定期借地借家権推進機構理事。上場会社をはじめ中小企業・資産家・企業オーナーの事業承継や資産政策、さらに税務や相続対策などのゼネラルコンサルタントとして活躍する傍ら、全国で講演活動を行い、新聞等マスコミにも出演。各種税務に関する人気書籍も多数執筆。



ゲストスピーカー  
税理士 今仲清先生

不動産有効活用・相続対策の実践活動を指揮しつつ、セミナー講師として年間100回にもものぼる講演を行っている。財団法人区画整理促進機構・派遣専門家NPO法人近畿定期借地借家権推進機構・理事等を務める。

お問合せ先：坪多税理士事務所・有限会社トータルマネジメントブレーン

TEL:06-6361-8301(代) FAX:06-6361-8302 受付：額田・水野

# 新春TMBセミナー セミナー参加申込書兼受付票

申込先FAX 06-6361-8302

申込締め切り:平成24年1月18日(水)

\*申し込み多数の場合は、先着順にて定員になり次第締め切らせていただきます。 お問合先TE06-6361-8301(担当:額田・水野)



## 京阪電鉄利用の場合

天満橋駅下車・東改札口を出て  
左の階段を下りる。

～会場へのお問い合わせ～

## 大阪市営地下鉄利用の場合

谷町線 天満橋駅下車  
番出口を出て右へ

〒540-6591 大阪府中央区大手前1-7-31  
OMM会議室担当(06-6943-2020)

フリガナ		フリガナ	
御芳名		御同行者	
御住所			
電話番号		FAX 番号	
ご紹介者	ご紹介者がいらっしゃる場合は、ご紹介いただいた方をご記入下さい。		

大変お手数ではございますが、当日はこの申込書兼受付票をお持ち下さい。